

2016年6月15日

民進党
代表 岡田 克也 様

日本労働組合総連合会
会長 神津 里季生



要 請 書

4月中旬に発生した「熊本地震」は、多数の死傷者や家屋の損壊を引き起こし、生活関連のインフラや基幹産業である農林水産業、観光業などにも甚大な被害をもたらしています。

政府は、本震災を激甚災害に指定するとともに、その被害の大きさに鑑み、平成28年度補正予算として総額7,780億円を計上しました。この間の政府および国会の対応は迅速であり、未曾有の被害をもたらした東日本大震災での経験が十分にいかされているものと受け止めます。引き続き、被災地の住民一人ひとりに光をあてたきめ細やかな支援を行い、早期の生活再建につなげることが求められます。

このたび連合では、働く者・生活者の視点から必要とされる追加的対策や改善策を把握することを目的に、構成組織・地方連合会を対象に調査を実施し、復旧・復興に向けた課題・要望の取りまとめを行いました。つきましては、今後の施策に反映をお願いしたく、以下のとおり要請申し上げます。

記

I. ライフライン・インフラ・公共施設関連

1. 平成28年度補正予算で創設された、「熊本地震復旧等予備費」を活用し、道路、橋梁、トンネルなどの復旧を早期に完了する。
2. 復旧に必要な支援関係車両の交通制限地域通行の許可証の発給（緊急通行車両確認標章：災害対策基本法施行令第33条第2項に規定する標章）や、建設機械などの燃料調達の円滑化に加え、大型建設機械の輸送規制緩和など迅速な復旧に必要な措置を行う。
3. 被災により交通アクセスが著しく困難となった住民に対し、必要な医療や介護サービスを受けられる体制を確保する。

II. 教育・学校関連

1. 遊具等を含めた学校施設の耐震性を検証し、子どもたちが安心して学び遊べる教育環境を整備する。また、避難に伴う児童生徒数の増が生じた場合には、教職員の臨時の加配を充実させるなどの具体的措置を講ずる。
2. 被災による心的ストレスを抱える子どもや、特別な配慮を必要とする子どもにきめ細かい支援を行うため、養護教諭の未配置校への配置および配置校への複数配置を行う。また、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを常勤配置する。

3. 被災を契機に貧困に陥ることのないよう、経済的な理由で就学が困難となった小中学生に、学用品や給食費、修学旅行などの費用を支給する就学援助制度を充実する。
4. 高等学校の転入学や編入学については、被災した生徒の希望を尊重し、選考方法や学級定員の弾力的運用などを行う。
5. 高等学校、大学、専門学校などが入学試験を行う際には、被災者の特別入学枠を設けるとともに、入学後には授業料減免や延納措置などの支援策を講じる。

III. 生活支援関連

1. 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」に従い、防災・復興に取り組むとともに、防災担当部局に女性職員を配置し、女性のニーズを把握する。
2. 避難所運営やボランティアセンターの運営において、必ず女性が参画する。
3. 避難所運営において次の措置が講じられるよう対策を行う。
 - (1) 女性や、性的指向・性自認で困難を抱える人びとのため、共有トイレを可能な限り多く設置する。また、着替えや授乳等のためのスペースを確実に確保する。
 - (2) 性暴力・性被害防止のための措置を講ずる。
 - (3) 被災による心的ストレスを抱える子どものためのスペースを確保する。
 - (4) 特別な支援を必要とする子どもたちが安心して過ごすことができるよう、障がいのある子どもへの合理的配慮を保障する。
4. 早期に仮設住宅を建設するとともに、乳幼児を抱える保護者や高齢者などが優先的に入居できるよう配慮する。
5. DV等の性暴力被害者の被災関連支援金の円滑な受け取りのため、必要な措置を講じる。
6. 支援物資の配給において、世帯構造に関するプライバシーを保護し、不利益な取り扱いを防止するとともに、実態上の関係を重視する。
7. 衛生面維持の観点から、ごみの処理は他の自治体からの応援体制を継続しつつ、被災したごみ焼却処理施設の復旧を進める。また、感染症の拡大などを未然に防ぐ措置を講じる
8. 被災者生活再建支援金上限額の引き上げや適用範囲の拡大措置を講じる。

IV. 企業支援関連

1. 観光客の早期回復に向けて、国内外への正確な情報発信や風評被害の防止など誘客に向けた支援を行う。
2. 配達業務に携わる企業に対し、被災者が避難場所を通知できる仕組みを構築する。

以上